

¥

税金



さらに詳しい情報は
東広島市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>

問 納税に関すること

収納課 ☎082-420-0912

問 課税に関すること

● 市民税

市民税課 ☎082-420-0910

● 固定資産税・都市計画税

資産税課 ☎082-420-0911

● 軽自動車税

市民税課 ☎082-420-0910

● 国民健康保険税

国保年金課 ☎082-420-0933

市税は納期限内に納めましょう

市税の納付は簡単・安心・確実・便利な口座振替をご利用ください。

一度手続きを行えば、納期限の日に指定の預貯金口座から自動的に振替納付をすることができます。

※口座振替の手続完了までに1カ月程度の期間を要しますので、早めに金融機関・市役所・各支所・各出張所の窓口でお手続きをお願いします(通帳と通帳使用印が必要です)。

※取扱金融機関

広島銀行・もみじ銀行・広島信用金庫・呉信用金庫・広島中央農業協同組合・芸南農業協同組合・山口銀行・しまなみ信用金庫・中国労働金庫・広島市信用組合・広島県信用組合・広島県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行・郵便局

お近くの金融機関またはコンビニエンスストアで市税の納付ができます。

金融機関や市役所などの窓口に行かなくても、また夜間や休日でも、コンビニエンスストアで市税の納付ができます。

※ただし、バーコードのない納付書や金額を訂正した納付書では納付できません。

市税を納付できないときは…

何らかの事情により市税の納付が困難な場合は、滞納のままにせず、早めに収納課まで電話か窓口でご相談ください。



税の種類・納税について

税金の種類	納期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期・全期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税	1期・全期			2期					3期		4期	
軽自動車税		定期										
国民健康保険税			1期・全期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		

個人住民税

問 市民税課 ☎082-420-0910

個人の前年の所得などにかかる税金で、一律に負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割からなります。

※県民税の申告と納付は、市民税とあわせて行うことになっています(以下「市県民税」として説明します)。個人住民税と市県民税は同じものです。

納税義務者

納税義務者	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所や家屋敷などがある人で市内に住所がない人	○	-

※市内に住所、または事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断します。

(以下は広告スペースです)

新車・中古車・販売・修理
点検・車検・カスタム

バイクライフに
関わることは当店にお任せ!

不要になったバイクの買取・引取も
お気軽にお問い合わせください。

バイクセンター広大
東広島市西条下見5丁目10-12
TEL:082-423-1236

八本松ホンダオート
東広島市八本松町飯田1697
TEL:082-428-0352
株式会社バイクセンター広大

自利利他の精神で、お客様と共に前進します。

税理士法人 **菅川会計**

〒739-0012
東広島市西条朝日町2-40

TEL (082) 422-2878
FAX (082) 422-6040

水まわりの
ことなら
おまかせ下さい

光元設備工業(株)

東広島市西条町寺家7959番地の3
TEL(082) 422-5438
<http://mitsumoto-setsubi.com/>

税金

¥

市税は納期限内に納めましょう/税の種類・納税について/個人住民税

お問い合わせの部署がわからない場合 ▶ 代表電話番号 ☎082-422-2111



▶ 均等割額・所得割額

均等割額

市民税	県民税	合計
3,500円	2,000円	5,500円

※東日本大震災を踏まえた防災施策のため、平成26年度から令和5年度まで市民税と県民税が各500円加算されます。
 ※県民税には、平成19年度から令和3年度まで「ひろしまの森づくり県民税」として500円が加算されます。

所得割額

課税される所得金額	市民税	県民税	合計
一律	6%	4%	10%

※土地や株を譲渡した場合などの税率は上記とは別にそれぞれの条件により個別に定められています。

法人市民税

問 市民税課 ☎082-420-0910

市内に事務所や事業所などがある法人や地縁団体、NPO法人などに課税されます。
 ※収益事業を行わない認可地縁団体、認定NPO法人などには減免措置があります。

軽自動車税(種別割)

問 市民税課 ☎082-420-0910

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車と二輪の小型自動車(以下、「軽自動車など」として説明します)の所有者に対して課税されます。

▶ 納税義務者

4月1日現在、市内を主たる定置場(使用の本拠)とする軽自動車などを所有している人
 ※ただし、割賦(所有権留保付)販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

▶ 減免制度

- ①身体・精神・知的の障害に関する手帳の所持者、またはその人と生計を一にする家族が所有する軽自動車などについては、その使用目的や障害の程度などが一定の要件を満たせば、減免を受けることができます(1人の障害者について1台のみ)。申請は納税通知書が到着した日から納期限までに行ってください。なお、すでに自動車税(普通車など)の減免を受けている人は、同一の事由で軽自動車税の減免を受けることはできません(②を除く)。
- ②身体障害者などが使用するために改造した軽自動車については、一定の要件を満たせば減免を受けることができます(台数に制限は無し)。
 ※減免の対象になるかどうかは事前にお問い合わせください。

税に関する証明書を取るには

- 問 ①市民税課 ☎082-420-0910
- ②～④収納課 ☎082-420-0912
- ⑤～⑧資産税課 ☎082-420-0911

市税の証明書には次のようなものがあります。

証明書の種類	内容	区分	手数料 (令和2年4月1日改定)
課税・納税に関する証明書	①市県民税課税台帳記載事項証明(所得証明)	1人・1枚につき	300円
	②納税証明	1人・1年度・1税目につき	300円
	③納税証明(滞納のない証明)	1人につき	300円
	④納税証明(軽自動車継続検査用)	-	無料
土地・建物に関する証明書	⑤固定資産課税台帳登録事項証明	5筆・5棟につき	300円 (以後100円/枚)
	⑥固定資産課税台帳(名寄帳)の写し	1枚につき	300円
	⑦地籍図(公図)の写し	1枚につき	300円
	⑧住宅用家屋証明	1件につき	1,300円

※法人にかかる証明については、「1年度」は「1事業年度」

申請者	お持ちいただくもの	
	本人確認などに必要なもの	代理人確認に必要なもの (左記に加えて下記のものが必ず必要です)
個人	本人	窓口に来られる人の運転免許証などの本人を確認できるもの
	代理人	本人からの委任状
	親族 同居 別居	本人からの委任状
法人	代表者本人、従業員	●窓口に来られる人の運転免許証などの本人を確認できるもの ●法人の代表者印押印の申請書
	代理人・持参人	法人からの委任状(左記の代表者印押印の申請書がある場合は不要です)

委任状に必要な記載事項

- (1) 代理人の住所・名前 (2) 委任者の住所・名前 (3) 委任内容 (4) 委任者の押印(認印でも可)、委任者が法人の場合は代表者印の押印

固定資産税・都市計画税

問 資産税課 ☎082-420-0911

▶ 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

▶ 都市計画税

都市計画税は、快適で住みよい総合的な街づくりを目的とした都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部に役立てられている目的税です。固定資産税と合わせて納めてください。

もっと詳しい情報は東広島市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>



税金

¥

個人住民税/法人市民税/軽自動車税(種別割)
 税に関する証明書を取るには/固定資産税・都市計画税